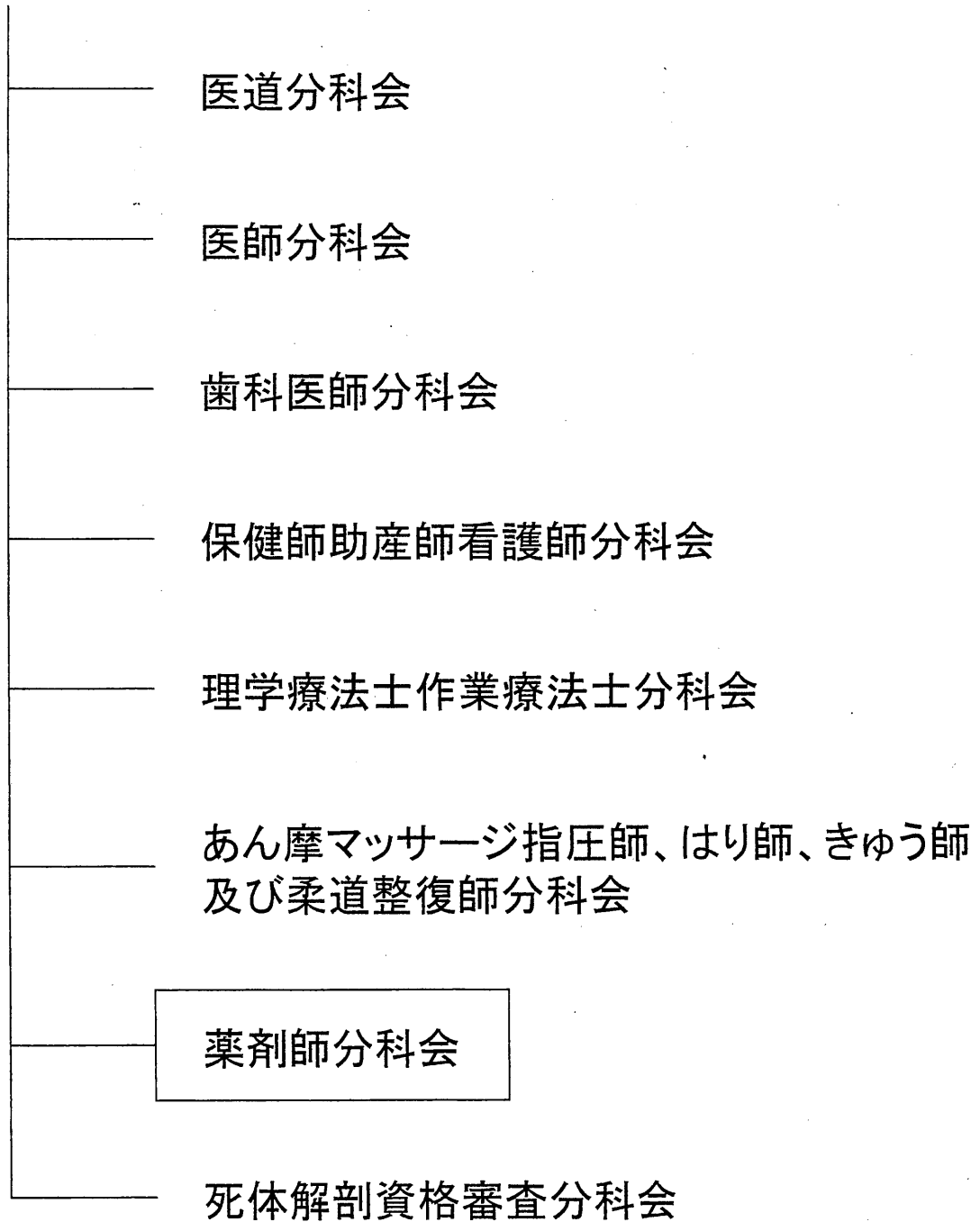


医道審議会薬剤師分科会の設置について

医道審議会



医道審議会の構成

医道審議会

医道分科会

- 診療科名標榜部会
- 麻酔科標榜資格審査部会

医師分科会

- 医師臨床研修部会
- 医師国家試験K・V部会
- 医師国家試験事後評価部会
- 医師国家試験改善検討部会
- 医師国家試験出題基準改定部会
- 精神保健指定医資格審査部会

歯科医師分科会

- 歯科医師臨床研修部会
- 歯科医師国家試験K・V部会
- 歯科医師国家試験事後評価部会
- 歯科医師国家試験制度改善検討部会
- 歯科医師国家試験出題基準改定部会
- 歯科医師臨床研修検討部会

保健師助産師看護師分科会

- 看護師等確保基本指針検討部会
- 看護倫理部会
- 保健師助産師看護師国家試験K・V部会
- 保健師助産師看護師国家試験事後評価部会
- 保健師助産師看護師国家試験制度改善部会
- 保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会

理学療法士作業療法士分科会

- 理学療法士作業療法士倫理部会
- 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会

死体解剖資格審査分科会

※ 実線は、法律又は政令で定められているもの。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令(八八)
- 金融庁組織令の一部を改正する政令(八九)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(九〇)
- 総務省組織令の一部を改正する政令(九一)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令(九二)
- 財務省組織令の一部を改正する政令(九三)
- 医道審議会令の一部を改正する政令(九四)
- 農林水産省組織令の一部を改正する政令(九五)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令(九六)
- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(九七)
- 防衛省組織令等の一部を改正する政令(九八)
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令(九九)

- 会社法施行令の一部を改正する政令(一〇〇)
- 警察法施行令の一部を改正する政令(一〇一)
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇二)
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇三)
- 都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(一〇四)
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇五)
- 特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇六)
- 土地改良法施行令の一部を改正する政令(一〇七)
- 預金保険法施行令等の一部を改正する政令(一〇八)
- 国民生活金融公庫法施行令の一部を改正する政令(一〇九)
- 地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一〇)
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一一)
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令の一部を改正する政令(一一二)
- 予防接種法施行令及び原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一三)
- 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(一一四)
- 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(一一五)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(一一六)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一一七)
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(一一八)
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一一九)
- 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令(一二〇)
- 平成二十年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令(一二一)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法第八條の三第一項の改定率の改定等に関する政令(一二二)

(府 令)

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一七)
- 公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一八)
- 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)

(府令・省令)

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学二)

(省 令)

- 総務省組織規則の一部を改正する省令(総務四九)
- 総務省定員規則の一部を改正する省令(同五〇)

- 地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令(法務一四)
- 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令(同一五)
- 刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の一部を改正する省令(同一六)
- 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令(同一七)
- 矯正管区組織規則の一部を改正する省令(同一八)
- 法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令(同一九)
- 公安調査庁組織規則の一部を改正する省令(同一〇)
- 法務省組織規則の一部を改正する省令(同一一)
- 財務省定員規則の一部を改正する省令(財務一七)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同一八)
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七六)
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)
- 労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同七八)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同七九)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同八〇)
- 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八一)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

三 政府代表部

地域	所在地	控除率	単位	限 度 額 別					
				公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	5.4%	アメリカ合衆国ドル	8,052	6,588	5,612	4,880	4,392	3,904
欧州	ロンドン (在ロンドン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	9.9%	カナダ・ドル	4,237	3,467	2,953	2,568	2,311	2,054
		8.1%	ユーロ	3,708	3,033	2,584	2,247	2,022	1,798
		7.1%	スイス・フラン	7,092	5,802	4,943	4,298	3,868	3,438
		7.1%	スイス・フラン	7,092	5,802	4,943	4,298	3,868	3,438
		7.1%	ユーロ	4,227	3,459	2,946	2,562	2,306	2,050
		7.1%	ユーロ	4,227	3,459	2,946	2,562	2,306	2,050
		9.0%	ユーロ	3,369	2,757	2,348	2,042	1,838	1,634

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 在中華人民共和国、在パラオ、在マーシャル、在コスタリカ、在キルギス、在トルクメニスタン及び在レバノンの各日本国大使館並びに在上海、在重慶及び在フランクフルトの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣 高村 正彦
内閣総理大臣 福田 康夫

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月三十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第九十三号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎

内閣総理大臣 福田 康夫

医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月三十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第九十四号

医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師分科会の項の次に次のように加える。

薬剤師分科会	薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
--------	---

第九条中「において」の下に「総括し、及び」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月三十一日

内閣総理大臣 福田 康夫